

策定の 目的

全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる
社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進するため。

こども基本法第10条第2項に基づき嘉麻市のこども施策について策定する計画。
令和7年度から令和11年度までの5年間を計画の期間とする。

市独自の計画とするため加味するもの

各種調査

こども施策を具現化させるために、「第三期嘉麻市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」、「嘉麻市子どもの生活状況調査」、「嘉麻市子ども・若者の意識と生活に関する調査」を令和5年度に実施した。この調査により、全国と市の比較が可能である。

こども・若者の 意見集約

こども基本法第11条において、こども施策を実施する際には、こども・若者の意見を反映させるよう義務付けられている。計画策定にあたり、嘉麻市のこども・若者が考えている意見を集約・反映させることにより、市独自の計画が策定できる。

パブリック コメント

審議会からの中間答申を受け作成した、「嘉麻市こども計画（仮称）（案）」について、パブリックコメントを実施し広く市民の声を求めたうえで、計画を策定する。

審議内容

計画の骨格、市の現状・課題、こども・若者の意見を踏まえ、総合的に審議いただく。審議会での答申を基に、国、県の計画を基本としながら、市が取り組むべき施策を計画に盛り込む。

嘉麻市こども計画（仮称）に盛り込むもの

嘉麻市子ども ・子育て支援事 業計画

子ども・子育て支援法第61条に基づく事業計画。
こども計画に盛り込むことができるため、基幹計画である、「嘉麻市子ども・子育て支援事業計画」と併せ、「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策推進計画」を一体のものとして作成する。

勘案する計画等

こども大綱

こども基本法第9条に基づき策定された。
こども政策を総合的に推進するため、国においてこれまで示されてきた3つの大綱（「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」）を一元化したもの。

こどもまんなか 実行計画2024

こども大綱の下で進める施策の具体的内容は、こどもまんなか実行計画として取りまとめ、毎年改定される。

福岡県 こども計画

こども基本法第10条第1項に基づき策定する計画。
令和6年度に策定予定。（進捗状況を踏まえ勘案する）

嘉麻市 総合計画等

市の政策を示したもので、こども施策の方針について、その他上位計画（嘉麻市教育振興基本計画等）とともに勘案する。